

診療所の皆様へ

感染症法に基づく  
医療措置協定について

# 1 医療措置協定とは

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)に基づき、府知事は、平時に医療機関と新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症(新型インフルエンザ等感染症等)の発生及びまん延時における医療提供体制に関する協定(医療措置協定)を締結する。

※ただし、これまでの対応の教訓を生かすことができる新型コロナ(COVID-19)への対応を念頭におく。

- 協定締結医療機関は、国において新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときから、新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間(新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間)、府知事の要請に基づき、協定内容の措置を講じる。

# 1 医療措置協定とは

## ■府における協定協議項目別対象医療機関

		医療措置の内容(※1)				
		病床確保	発熱外来	自宅療養者等への医療の提供(※2)	後方支援(※3)	人材派遣
対象医療機関(※4)	病院	●	●	●	●	●
	診療所	●(※5)	●	●		
	薬局			●		
	訪問看護事業所			●		

府知事が  
**第一種協定指定医療機関**  
に指定(※6)

府知事が  
**第二種協定指定医療機関**  
に指定(※6)

(※1)協定締結医療機関(病院、診療所、訪問看護事業所)には、個人防護具(PPE)の備蓄を推奨  
(※2)自宅・宿泊療養者への医療提供又は高齢者施設等若しくは障がい者施設等への医療提供  
(※3)感染症患者以外の患者の受入又は感染症からの回復後に入院が必要な患者の転院の受入

(※4)府内にある、病院、診療所、薬局、健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者  
(※5)有床診療所に限る。  
(※6)指定基準(8ページ参照)を満たした医療機関を指定。当該医療機関における新型インフルエンザ等感染症等の医療費について、患者の自己負担分が公費負担の対象

## ■発熱外来における検査について(検査措置協定)

自院で保有する検査機器を使って核酸検出(PCR等)検査が実施可能な場合、検査措置協定を兼ねた医療措置協定を締結

※新型コロナ対応における核酸検出検査と同様の検査方法を想定(核酸検出検査の実施に必要な検査試薬等が流通し医療機関が利用できる状況にあることが前提)

※医療機関で検体の採取のみを行い、分析は外部に委託する場合、別途、府と民間検査機関等との間で検査措置協定を締結するため、検査の実施能力に含めない。

# 1 医療措置協定とは

## ■医療提供の義務について

- ・感染症法に基づき、府知事は、公的医療機関等(※)、地域医療支援病院及び特定機能病院の管理者あてに、各地域におけるその機能や役割を踏まえ、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新型インフルエンザ等感染症等に係る医療提供体制の確保に必要な措置について通知
- ・通知を受けた当該医療機関の管理者は、当該措置を講じなければならない。

(※)公的医療機関等とは、次の者が開設する医療機関

独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、都道府県、市町村、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生(医療)農業協同組合連合会または社会医療法人、国家公務員共済組合及びその連合会、地方公務員等共済組合、日本私立学校振興・共済事業団、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、北海道社会事業協会

## 2 協定の内容について

1

協定の目的と  
措置実施の要請

- ・医療措置協定の目的(第1条)
- ・医療措置実施の要請(第2条)

2

発生・まん延時  
の対応

- ・医療措置の内容(第3条)
- ・新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等(第6条)

3

平時の対応

- ・个人防护具の備蓄(第4条)
- ・協定の実施状況等の報告(第9条)
- ・平時における準備(第10条)

4

その他

- ・措置に要する費用の負担(第5条)
- ・協定の有効期間及び変更(第7条)
- ・協定の措置を講じていないと認められる場合の措置(第8条)
- ・損害補償(第11条)
- ・疑義等の解決(第12条)

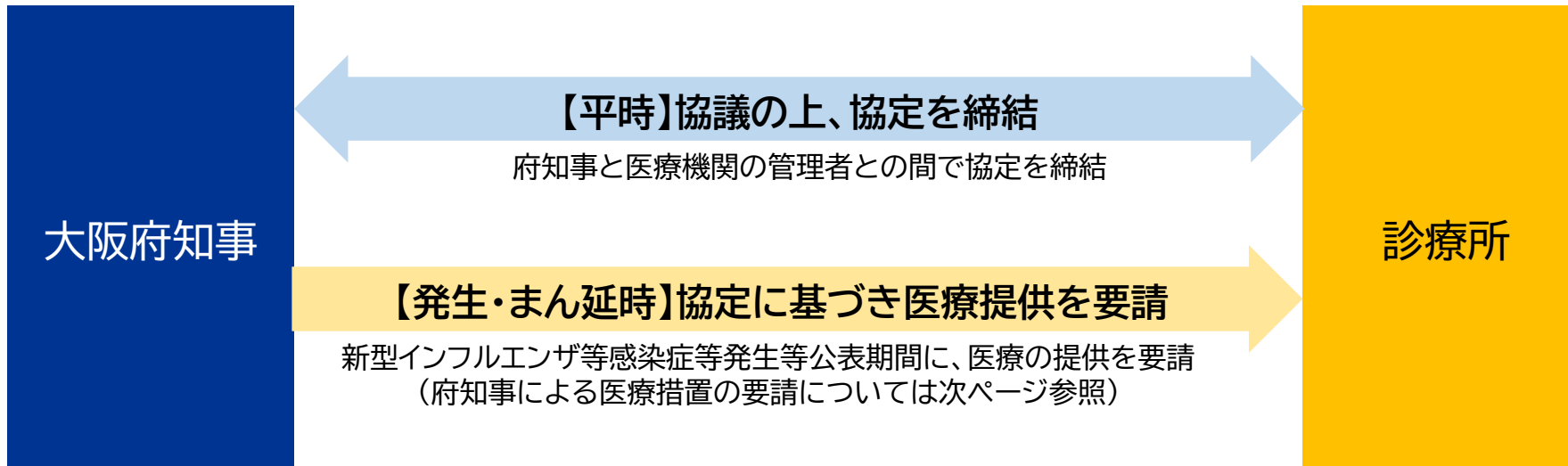
※上記は、个人防护具の備蓄を行う場合の協定書の条項であり、个人防护具の備蓄を行わない場合は、第5条以降繰り上げ

## 2 主な協定内容(協定の目的と措置実施の要請)

### 1 協定の目的と措置実施の要請

第1条 目的

第2条 医療措置実施の要請



対象となる感染症

**新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症**

※これまでの対応の教訓を生かすことができる新型コロナ(COVID-19)への対応を念頭におく

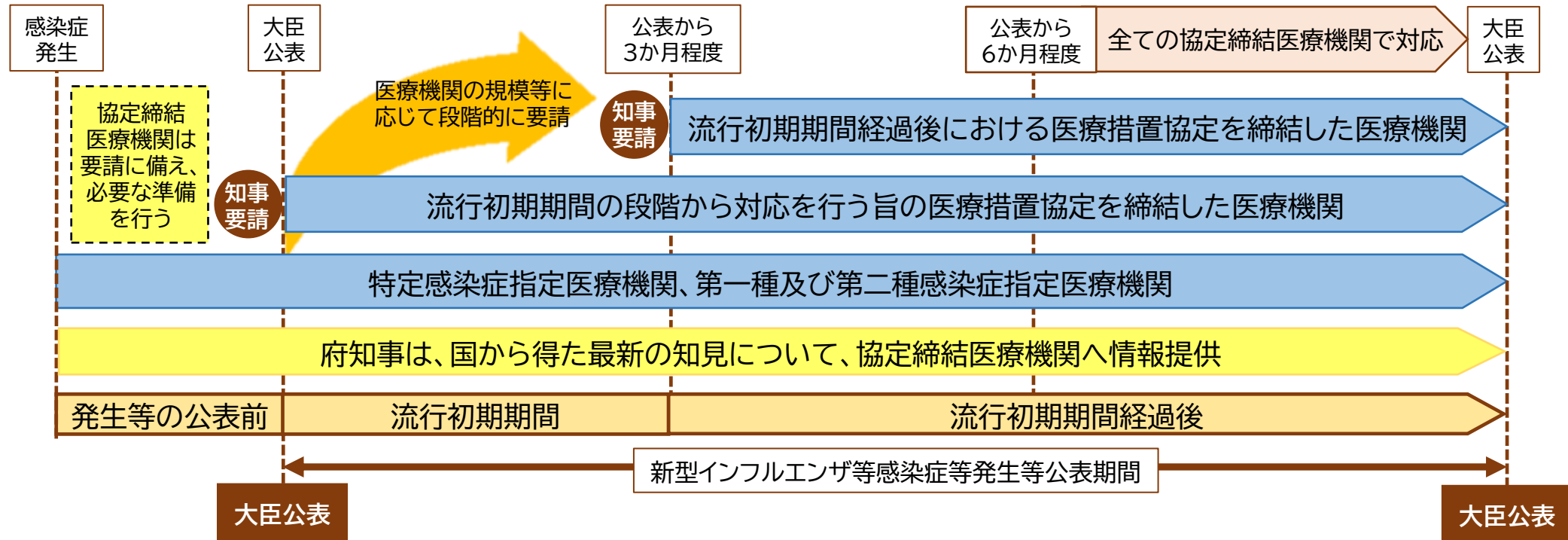
## 2 主な協定内容(発生・まん延時の対応)

### 2 発生・まん延時の対応

第3条 医療措置の内容

第6条 新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等

#### ■発生時の対応の流れ



#### 【府知事による医療措置の要請】

- 新型インフルエンザ等感染症等の性状や感染状況、医療機関の規模や機能、地域の医療提供体制全体の状況等を十分に勘案して要請の必要性を判断し、段階的に要請
  - 医療措置協定締結医療機関に対し、医療提供体制及び物資の確保について、その時点の状況を確認した上で、医療提供を要請
  - 必要な診療体制を整備できる状況であることが前提(必要な診療体制(例):医療従事者や物資の確保、検査試薬の流通等)
  - 医療関係団体をはじめ、感染症に関する専門家等の意見を踏まえ、行う。
- ※ 新型インフルエンザ等感染症等の性状等が、国において事前の想定とは大きく異なる事態であると判断された場合、府は協定の内容の機動的な変更又は状況に応じた柔軟な対応を行う。

# 【参考】医療措置の内容と指定基準

## 病床確保

新型インフルエンザ等感染症等の患者を入院させ、必要な医療を提供する。

### 【病床の確保に係る留意点】

- ・酸素投与及び呼吸モニタリングが可能であること
- ・国から示される新型インフルエンザ等感染症等の性状に応じた考え方を参考に、確保病床の稼働(即応化)に必要な人員体制を検討すること

### ■第一種協定指定医療機関(病床確保)の指定基準

- ・当該医療機関に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染防止の措置を実施することが可能
- ・可能な限り患者等が接触することがなく診察ができるなど、院内感染対策を適切に実施しながら、必要な医療を提供することが可能
- ・府知事の要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じ、新型インフルエンザ等感染症等の患者を入院させ、必要な医療を提供する体制が整っている。

## 発熱外来

新型インフルエンザ等感染症等の疑似症患者等の診療を行う。

### ■第二種協定指定医療機関(発熱外来)の指定基準

- ・当該医療機関に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染防止等の措置を実施することが可能
- ・可能な限り受診する者が接触することがなく診察ができるなど、院内感染対策を適切に実施しながら、外来医療を提供することが可能
- ・府知事の要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じ、新型インフルエンザ等感染症等の疑似症患者等の診療を行う体制が整っている。

## 自宅療養者等への医療の提供

- ・自宅療養者、宿泊療養者又は高齢者施設等若しくは障がい者施設等に対して医療を提供する。
- ・対応方法は、電話やオンライン診療、往診を想定
- ・患者の容体の変化等の際、迅速に医療につなげるため、できる限り健康観察(府(保健所等)から依頼された患者に対して体温その他の健康状態について報告を求める業務)の協力をを行う。

※健康観察のみを実施する場合、協定締結の対象外

### ■第二種協定指定医療機関(自宅療養者等への医療の提供)の指定基準

- ・当該医療機関に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染防止等の措置を実施することが可能
- ・府知事の要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じ、自宅療養者、宿泊療養者又は高齢者施設等若しくは障がい者施設等に対して医療を提供する体制が整っている。



## 2 主な協定内容(平時の対応)

### 3 平時の対応

- 第4条 個人防護具の備蓄(任意)
- 第9条 協定の実施状況等の報告

#### 個人防護具の備蓄(任意)(第4条)

- 各医療機関において、個人防護具(以下の5物資)を備蓄(2ヶ月分を推奨)
- ※実際の有事において、需要が急増し、物資の不足が生じた場合は、国の備蓄等に対応することを想定

- ・サージカルマスク
- ・N95マスク
- ・アイソレーションガウン
- ・フェイスシールド
- ・非滅菌手袋



- 個人防護具の備蓄に係る費用は医療機関において負担(第5条)
- 備蓄物資を順次切り崩して感染症対応以外の通常医療の現場で使用する、回転型での備蓄を推奨

#### 協定の実施状況等の報告(第9条)

- 協定に基づく措置の実施状況及び当該措置に係る運営状況等について、府知事より報告の求めがあったときは速やかに報告
- 電磁的方法による発生届及び退院届の届出

電磁的な方法による報告や届出について  
ご協力をお願いします



医療機関	電磁的方法による報告や届出		
	協定の実施状況等の報告(G-MIS)	発生届の届出	退院届の届出
特定感染症指定医療機関、 第一種及び第二種感染症指定医療機関	(※1)	義務	義務
第一種協定指定医療機関	義務	努力義務(※2)	義務
上記以外の医療機関	努力義務(※2)	努力義務(※2)	

(※1)一般病床について医療措置協定を締結している場合は、協定の実施状況等の報告対象となります。  
(※2)報告や届出自体は義務であるため、電磁的方法以外の方法による報告や届出が必要です。

## 2 主な協定内容(平時の対応)

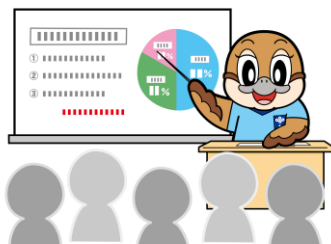
### 3 平時の対応

#### 第10条 平時における準備

#### 平時における準備(第10条)

##### 研修・訓練

- ・研修・訓練の実施、又は、外部の機関が実施する研修・訓練に医療従事者等を参加
- ・研修・訓練の内容は、PPEの着脱や、検体採取、その他院内感染対策等を想定



##### 点検

- ・措置を講ずるに当たって対応の流れを点検
- 【点検の内容(例)】  
病床確保にあたり、府知事からの要請後、どのようにシフトを調整するのか等の対応の流れを点検

それぞれ年1回以上行うよう努める

## 2 主な協定内容(その他)

### 4 その他

- 第5条 措置に要する費用の負担
- 第7条 協定の有効期間及び変更

#### 措置に要する費用の負担(第5条)

##### ■医療措置に要する費用について

- ・大阪府の予算の範囲内において、協定締結医療機関に補助
- ・詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定める。

##### ■流行初期医療確保措置について (次ページ参照)

##### ■个人防护具の備蓄に係る費用について

- ・医療機関において負担する
- ・新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状等を踏まえ、国において必要な支援を検討

#### 協定の有効期間及び変更(第7条)

##### 有効期間

協定締結日から令和9年3月31日  
(申し出がなければ3年間自動更新)

##### 変更

事情等があれば随時変更可能

##### 協定の解約

- ・協定に沿った対応が困難であるやむを得ない事情が生じた際には、医療機関は、協定の解約を申し出ることが可能
- ・双方が解約について協議の上、協定を解約
- ・協定の解約に伴い、府は速やかに第一種協定指定医療機関又は第二種協定指定医療機関の指定を取消し

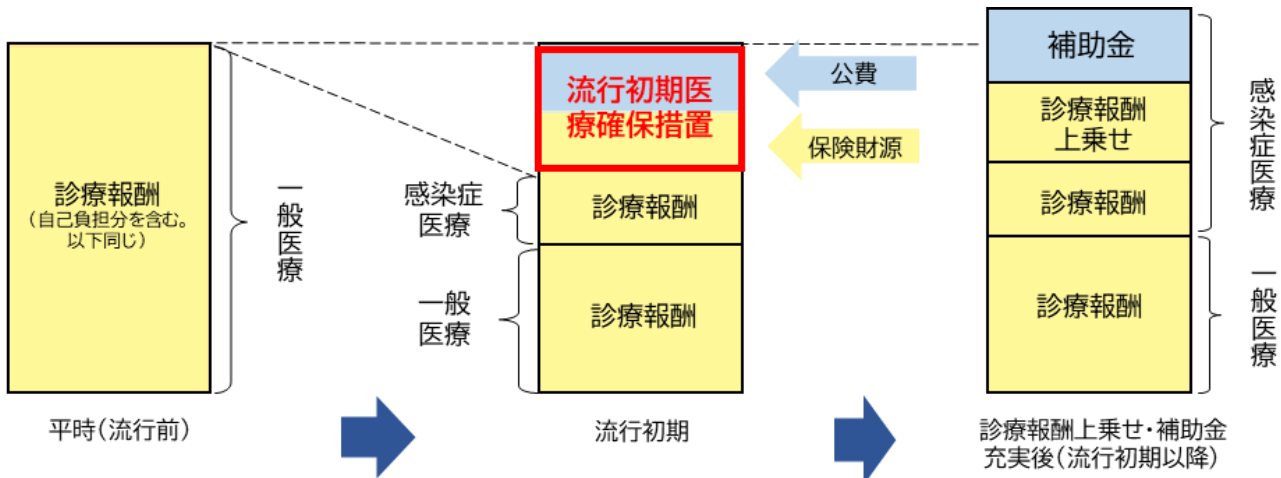
※公的医療機関等については、協定締結の協議結果を踏まえ、感染症法に基づく医療提供義務として、府知事より通知されることを想定している。

## 2 主な協定内容(流行初期医療確保措置について)

### ■流行初期医療確保措置

補助金や診療報酬の上乗せ等による十分な財政支援が整備されていない流行初期において、病床確保又は発熱外来を行う旨の医療措置協定を締結した医療機関のうち、以下の基準を満たす場合(医療協定等措置の基準を満たす内容の協定を締結した場合に限る)に、流行初期医療の確保に要する費用を支給する措置

平時(流行前)、流行初期、診療報酬上乗せ・補助金充実後(流行初期以降)における流行初期医療確保措置の対象医療機関の収入(イメージ)



※病床確保を行う医療機関には外来も含めた診療報酬全体を勘案し、発熱外来のみを行う医療機関には外来分の診療報酬のみを勘案する。

### ■流行初期医療確保措置の基準

新型インフルエンザ等感染症等の発生等の公表が行われた日の属する月から政令で定める期間が経過する日の属する月までの期間に、医療協定等措置を講じたと認められる場合であって、当該医療機関の診療報酬の額として政令により算出した額が、感染症流行前の直近の同月における額を下回った場合

### 医療協定等措置(病床確保)の基準

- ①措置の実施に係る府知事の要請があった日から起算して、重症病床にあっては7日以内に、軽症中等症病床にあっては14日以内に実施
- ②確保する病床数が、下表の区分に応じて定める数以上
- ③後方支援に係る医療措置協定を締結した医療機関との連携等その他病床確保にかかる体制を構築

区分	病床数
公的医療機関等※のうち、大阪府・市町村(地独を含む)、(独)地域医療機能推進機構、(独)国立病院機構、(独)労働者健康安全機構が開設する病院(一般病床数100床以上)(特定機能病院を除く)	<b>30床</b> (一般病床数が300床未満の場合、当該一般病床数の10%)
上記を除く公的医療機関等※(一般病床数100床以上 特定機能病院を除く)又は特定機能病院のうち、がん、循環器疾患その他の国民の健康に重大な影響のある疾患に対し、高度かつ専門的な医療を提供するもの以外	<b>20床</b> (一般病床数が200床未満の場合、当該一般病床数の10%)
上記を除く公的医療機関等※、地域医療支援病院その他流行初期に入院を担当する医療機関	<b>10床</b>

※感染症法第36条の2第1項の規定に基づく公的医療機関等

### 医療協定等措置(発熱外来)の基準

- ①措置の実施に係る府知事の要請があった日から起算して**7日以内に実施**
- ②1日あたり病院で20人以上、診療所で5人以上の疑い患者等を診療

## 2 主な協定内容(その他)

### 4 その他

- 第8条 協定の措置を講じていないと認められる場合の措置  
第11条 損害補償

#### 協定の措置を講じていないと認められる場合の措置(第8条)

##### 府知事の措置

##### 勧告、指示、公表

- ・まずは、当該医療機関等と話し合いに基づく調整を行います
- ・話し合いや調整をすることなく、勧告、指示、公表を行うことはありません

以下のような正当な理由があると府が判断する場合、この措置(勧告等)を行うことはありません

##### 正当な理由(例)

- ・医療機関の感染拡大等により、医療機関内の人員が縮小している場合
- ・病原体の性状等が協定締結時に想定していたものと大きく異なり、患者一人当たりにより必要となる人員が異なる場合
- ・感染症以外の自然災害等により、人員や設備が不足している等、協定締結時の想定と異なる事情が発生し、協定に沿った対応が困難であることがやむを得ないと府が判断する場合

#### 損害補償(第11条)

- ・協定締結医療機関が、府知事からの要請により協定に基づいた医療措置を講じた際、当該業務により感染症に罹患、負傷等した場合の補償について、国の財政措置等を勘案し、府と医療機関が協議のうえで、適切に対応

※国は労災保険給付の対象となること以外の具体的な補助については、今後検討するとされている。